

議第9号

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の規定整備を行うため。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の理由

組織改正に伴い所要の改正を行うため。

2 施行日

令和5年4月1日

3 改正の内容

義務教育課と高校教育課の文書の記号を定める（規程別表公文書記号表関係）。

その他所要の規定の整理を行う。

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「の管理調整監」の下に「及び事務局組織規則第八条の九第一項の管理指導監」を加える。

別表中「公文書記号表」を「各課等の記号」に改め、同表教育管理課の項から教職員課の項までを次のように改める。

義	務	教	育	課	義	教
高	校	教	育	課	高	教
特	別	支	援	教	育	課
				特	別	支

別表学校安全課から体育健康課までの項を次のように改める。

体	育	健	康	課	体	健
学	校	安	全	課	学	安
教	育	管	理	課	教	管
教	育	財	務	課	教	財

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（新）

目次 略

第一章 総則

第一節 通則

第一条 略

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から六まで 略

七 管理調整監 事務局組織規則第六条の二第一項の管理調整監及び事務局組織規則第八条の九第一項の管理指導監をいう。

八から十一まで 略

第三条から第三条の四まで 略

第二節から第四節まで 略

第二章から第四章まで 略

附則 略

別表（第八条関係）

各課等の記号

課・現地機関等の名称			記	号
教	育	総務	教	総
義務	教	育	義	教
高	校	教	高	教

（旧）

目次 略

第一章 総則

第一節 通則

第一条 略

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から六まで 略

七 管理調整監 事務局組織規則第六条の二第一項の管理調整監をいう。

八から十一まで 略

第三条から第三条の四まで 略

第二節から第四節まで 略

第二章から第四章まで 略

附則 略

別表（第八条関係）

公文書記号表

課・現地機関等の名称			記	号
教	育	総務	教	総
教	育	管	教	管
教	育	財	教	財

